

「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA） への対応に係るワーキング・グループ」の改組について

平成27年4月21日
日本証券業協会

1. 改組の趣旨

- ・ 本協会では、平成23年4月、米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応について検討するため、証券戦略会議の下部機関として、「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）への対応に係るワーキング・グループ」（以下「FATCAワーキング」という。）を設置した。
- ・ これまでFATCAワーキングにおいては、米国財務省及び米国内国歳入庁への意見書の作成・提出等を行うとともに、「会員のFATCA対応事務マニュアル」を策定する等の対応を行ってきたところであるが、実務対応上の課題も残されている。
- ・ また、米国以外における納税義務者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するための取組みとして、平成26年1月17日、OECD租税委員会において、米国以外の国における非居住者の金融口座情報に関する国家間の自動的情報交換の枠組み及び同枠組みの運営にあたって金融機関が対応すべき事項を記した共通報告基準（Common Reporting Standard、以下「CRS」という。）が承認された。
- ・ これを受け、平成27年3月、我が国では「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「租税条約実施特例法」という。）等の一部改正が行われ、CRSに関する金融機関の対応義務等が法令として規定された（平成29年1月1日施行予定）。
- ・ ついては、FATCAワーキングを改組し、改組後のワーキングにおいて、FATCAにおいて残された検討課題を検討するとともに、CRSに係る会員における実務対応等の検討を行うこととする。

2. ワーキング・グループの名称

「『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）とする。

3. 検討事項

- (1) 米国財務省規則案に対する意見
- (2) FATCAにおける実務の検討
- (3) CRSの実施に伴う租税条約実施特例法等の一部改正を踏まえた実務の検討
- (4) その他

4. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGには、主査及びオブザーバーを置くことができる。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部及び証券税制室が担当する。

以 上

**「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』（FATCA）
への対応に係るワーキング・グループ」設置要綱**

平成23年4月19日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

昨年3月18日、米国議会において、同国の納税義務者が資産を海外に移転することによる租税回避を防止するため、外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）が成立し、2013年1月1日の施行（主幹部分）が予定されている。現在、米国財務省及び米国内国歳入庁（以下、「IRS」という。）では、当該制度導入に係る米国財務省規則案の策定に向けて検討が進められているところであるが、同法では、一定の外国金融機関に対し、米国（法）人が保有する口座の確認義務、IRSに対する年次報告義務、非協力的顧客等への支払いに対する源泉徴収義務等が課されることから、本邦証券会社の実務にも大きな影響が及ぶことが懸念されるところである。

ついては、証券界として米国財務省規則の策定に関して適切に対応していくため、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 米国財務省規則案に対する意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、米国財務省規則が策定されるまでの間を目途に検討を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

6. その他

- (1) FATCAの施行に伴う実務対応に関する事項については、別途のワーキングにおいて検討を行う。
- (2) 今般、金融界においても相応の節電対応が求められていることに鑑み、本WGでは、可能な限り電子メール等を活用して情報共有や意見集約を図るものとする。

以 上

共通報告基準（CRS : Common Reporting Standard）について

1. 共通報告基準（CRS）とは

経済のグローバル化に伴い、納税者による海外の金融機関を通じた脱税・租税回避を抑止する重要性が高まっている。

共通報告基準（CRS）は、各国の金融機関が外国人口座の情報を自国当局に報告するように義務付けるためのものである。

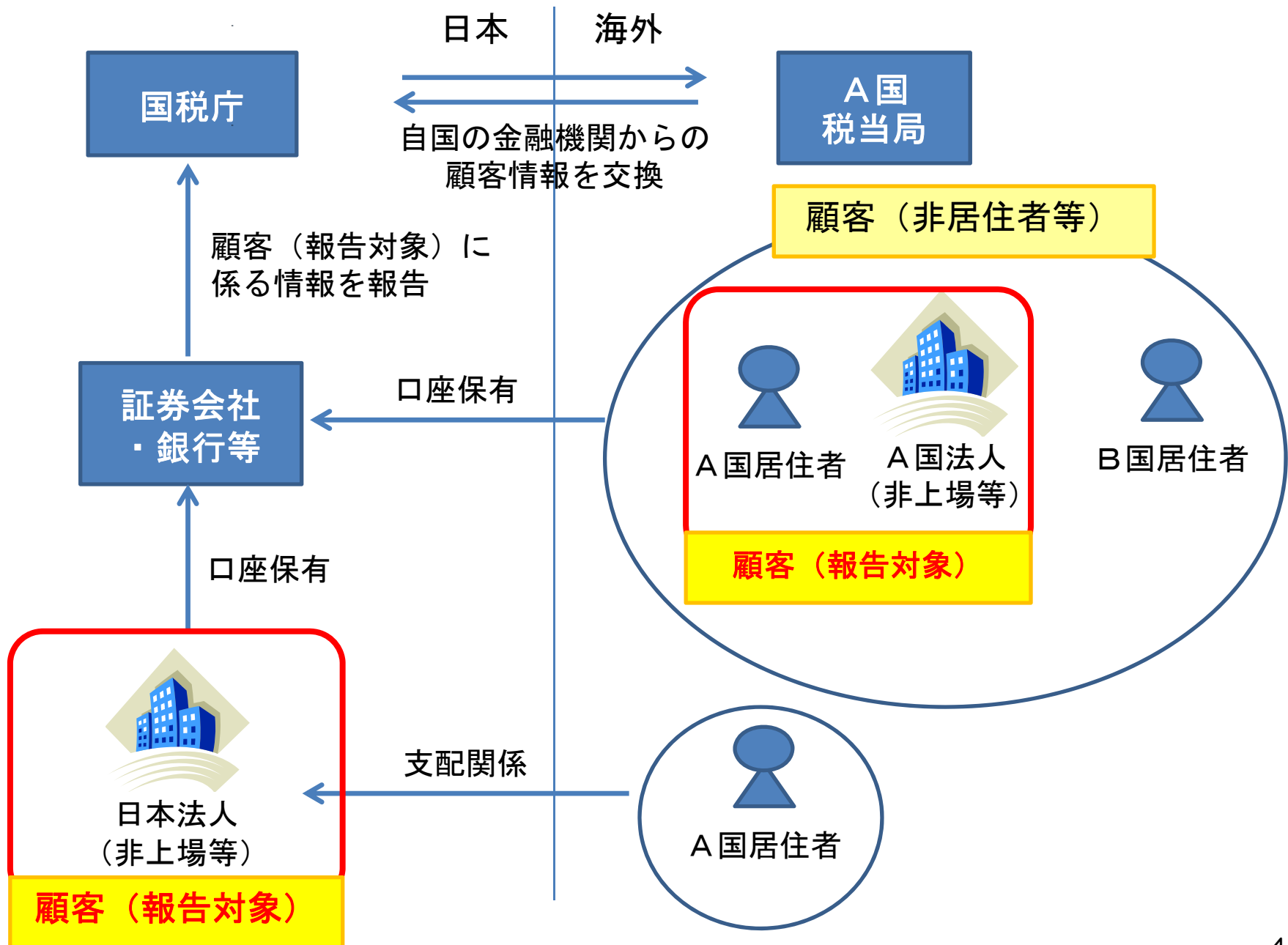
各国はCRSに基づき法整備を行い、金融機関から外国人口座の情報を収集し、各国間で当該情報を交換することで、国際的な脱税・租税回避を抑止することとされている。

我が国では、本年3月、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（租税条約実施特例法）によりCRSに係る金融機関の対応義務が規定された（施行日：2017年1月1日）。

2. 租税条約実施特例法（CRS関連）の概要

	規定の概要
顧客対応	① 2017年1月1日以降、金融機関で新たに口座開設をする顧客は、申告書により、氏名/名称、住所/所在地、居住地国及び外国納税者番号等の情報を金融機関に提供。 金融機関は、当該申告書の内容を本人確認書類等と照合し、当該顧客が非居住者等（*）であるかを判断。 * 非居住者、非上場の外国法人等又は非居住者が実質的支配者である非上場法人等 ② 2016年12月31日以前に口座開設をした顧客については、社内情報、公知の情報又は申告書により、当該顧客が非居住者等*であるかを金融機関が判断。
社内対応	① 金融機関は、顧客対応の結果について記録を作成・保存。 ② 金融機関は、年末時点で非居住者等と判明している顧客のうち、日本当局が指定する国の顧客を、翌年の4月30日までに日本当局に報告。 報告内容は、顧客の氏名/名称、住所/所在地、居住地国、外国納税者番号、口座残高並びに利子、配当、償還及び譲渡等による年間受取額等。

3. CRSの全体イメージ（報告対象国はA国）



第28回国際証券業協会会議(ICSA)年次総会について



平成27年4月22日
日本証券業協会

1. 開催期間 平成27年4月15日(水)～17日(金)
2. 開催場所 インド ムンバイ パラディウムホテル
3. 主 催 ボンベイ証券取引所参加者協会(BBF)
4. 参加者 ICSAメンバー機関より38名、ゲスト・スピーカー21名(証券監督者国際機構(IOSCO)事務局次長タジンダール・シン氏、SEBI(インド証券取引委員会) Whole Time Member ラジブ・クマー・アガラワル氏ほか)が参加した。

5. 会議の概要(ポイント)

金融危機後に国際的に合意された規制改革が各国・地域で実施段階にある一方、ユーロ圏を中心に世界経済は減速し、停滞感が生じている。インドで開催された今回の総会では、そうした状況下で“規制”と“成長”のバランスをいかに図っていくかを基本テーマとして、アジアを始め新興国を中心とした資本市場の発展と課題、实体经济への貢献などについて幅広い議論が行われた。

また、ICSAとして、今後一層の資本市場の機能発揮が期待される中、より有効かつ機動的な提言活動等を行っていくための組織強化(カナダにおける法人化、定款の作成、理事会・事務局機能の強化等)もメンバー間で協議された。

今回総会における議論の概要は次ページ以下のとおり。

6. 第28回ICSA年次総会(於ムンバイ)における議論の概要(別添プログラム参照)

1) 基調講演

ゲスト・スピーカーとしてIOSCO事務局次長のタジンダール・シン氏が基調講演を行い、以下の点を指摘した。

- IOSCOでは、金融危機後のグローバルな金融システムの安定性、透明性を図るための規制の基準設定等について、一定の役割を果たしてきたが、2015年は規制改革を実施する年と位置付けている。
- 当局間の協議・審査を通じて、国際的に公平な一定水準の規制の枠組みを実現するとともに、銀行・保険以外の主体(NBNI-SIFIs)や債券市場の流動性に関する新たなリスク、脆弱性にも対応していきたい。
- これから資本市場がその役割を適切に発揮していくためには、より一層市場ベースの資金調達を意識した規制の構築が必要であり、また、投資家サイドのリテラシーの向上と市場への参加促進も必要である。
- クロスボーダー規制のあり方については、本年2月に市中協議を通じて様々な意見が寄せられたところであり、IOSCOとして年末までに更なる考え方をまとめたいと考えている。

2)セッション1:資本市場の発展－アジア資本市場はどのように対処するか (サイバー犯罪及びテクノロジー主導)

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- テクノロジーを駆使したサイバー犯罪は、グローバルなネットワークを通じて容易に国境を越えるため、国際的な官民の連携・対応が不可欠となっている。
- 証券業界においても、顧客情報やトレーディング アルゴリズムの流出などリスクは深刻化しており、少なくとも以下のような対応が、場合によっては国・地域を跨いで図られる必要がある。

＜業界ベース＞

- ① 業界全体での問題意識の醸成・向上
- ② 業界内への速やかな情報伝達・共有
- ③ 規制当局との連携

＜個社ベース＞

- ① 重要資産の特定、暗号化
 - ② 第三者による侵入テスト (penetration test) の実施
 - ③ リカバリー手順の策定
- テクノロジー発達の功罪として、ある情報に紐付けされる他の情報 (例: 写真に含まれるGPS情報など) も増加しており、情報保護の重要性は急速に高まりつつある。

3)セッション2:競争力のある都市－実体経済及び資本市場の観点から

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- 金融センターの育成・活性化への取組みは、実体経済の成長や質の向上にどのように貢献していくかという視点が重要である。単に規制を緩めることで取引を集めようとする動きに対しては、EUではMiFID(金融商品市場指令)などが抑止力を発揮している。
- 各国・地域における金融センターの位置付けは実体経済との関係等により異なり、状況に応じた戦略が必要となる。日本では、ROEを重視した企業統治の促進、個人金融資産の活用、投資運用業の集積や高度金融人材の育成が重要課題。
- 東京都とシティオブロンドンとの協調関係に見られるように、グローバルな金融センター同士の競争は必ずしも勝ち負けをつけるものではなく、互いに繁栄を享受することも可能ではないか。
- 韓国では、近年金融セクターが最も付加価値、雇用を生み出しており、政府による一層の政策的な後押しも期待される。
- シンガポールでは、官民ともに海外投資家や投資運用業者を頻繁に訪問するなど、ニーズの把握に努めており、現在の繁栄はそうした努力によりもたらされている。
- インドではムンバイ等が将来金融センターとして発展するポテンシャルは十分にあり、今後想定される成長と金融市場の発展とともにその可能性は高まっていくだろう。

4)セッション3:グローバル株式市場の発展と課題

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- 現在、EU域内でも株式市場は分断化されており、FTT(金融取引税)の導入など国ごとに政策も異なる。これにより、流動性の低下などの問題が生じているが、本年から欧州の市場統合を目指すキャピタルマーケット・ユニオン構想がハイレベルで動き始めており、今後の進展に期待したい。
- 世界的には、成長性のある中小企業の株式市場を通じた資金調達へのアクセスをいかに改善できるかも今後の課題となる。
- インドでは、銀行の預金金利が8～9%と高く、個人が株式投資に魅力を見出しにくい状況ではあるが、将来的な金利低下(実質インフレ)局面における受け皿として、インデックス商品などを強化していく必要がある。
- これからの運用者・市場仲介者の責務としては、格付依存の反省を踏まえたりサーチ能力の向上、また、ESG(Environmental, Social and Governance: 環境、社会、統治)において優れた企業を発見し、顧客の資産形成をサポートしていくことも重要になる。

5)セッション4:アジア経済・金融システムの展望－グローバルな示唆と市場ベースのファイナンス

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- インドでは、成長企業に必要な資金を銀行融資だけで賄うのは不十分であり、資本市場の活用が必要不可欠であることを当局も認識し、昨年就任したモディ新首相の下、構造改革が進められている。
- 一方で、インド国民の8～9割は保険に加入しておらず、銀行口座の開設率も低い。資産を持っても金(現物)で保有していることが多く、そうした国民をいかに金融の世界に取り込むか(financial inclusion)が重要な課題となっている。
- financial inclusionのためには、投資家教育が果たす役割が重要であり、まずは国民の金融システムに対する信頼感を醸成していく必要がある。
- また、インドを始めとするアジア諸国では、インフラ整備に対する資金供給も重要なテーマとなっている。ADBや、設立が実現すればAIIBといった国際金融機関や官民共同事業(public-private partnership: PPP)の利用に加え、より幅広い市場ベースのファイナンスの活用について検討が進められるべきではないか。

6)セッション5:量的緩和(QE)縮小の新興市場へのインパクト

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- 米国におけるQEの縮小、出口戦略の実行が見込まれる中で、2013年のようなテーパリング・タントラム(taper tantrum: 量的緩和の段階的縮小示唆に対する動揺)ほどの規模で新興市場から資金が流出する可能性は低いが、市場のボラティリティは確実に高まるだろう。
- 新興市場国の中には過去の経験を踏まえ、対策を取りつつある国もある。また、採算性の高い投資プロジェクトであれば資金流入が細ることはない。したがって、QEの縮小は新興市場がそれぞれ特徴を発揮し、差別化を図っていく契機となるだろう。
- 現在のところ、通貨安競争と呼べるほどの状況にはなっていないが、各国・地域では自国の輸出競争力を確保するために利下げに動くところも出始めている。
- インドにおいて今後外貨資本を惹き付けるセクターとしては、不動産市場が考えられる。インドの不動産取引は複雑であり予測可能性も低いが、REIT化することで投資対象となり得るのではないか。

7)セッション6:G20のハイライト－過去及び今後の合意事項(及びクロスボーダーの課題)

本パネルでは、以下の点が指摘された。

- 現在のG20は、世界人口の約75%、世界経済の約90%をカバーするに至り、過去のG7、G8と比べてその包摂性は高まっているが、価値観の共有を図ることは困難になりつつある。また、G7やG8では、その合意事項の約2割しか実現していないという調査結果も存在する。
- 一方で、金融危機後、グローバルなベースで金融システムの安定化を図り、更なる発展に繋げていく上で、G20首脳会合、財務大臣・中央銀行総裁会議が果たす役割は大きくなっている。
- G20では、
 - ① 長期的に持続可能な観点からいかにG20内の価値観を集約できるか、
 - ② G20で合意された事項の各国・地域ベースでの遵守率をいかに高め、クロスボーダーでの規制の調和を図っていけるか、
 - ③ インドを始め存在感を増しつつある新興国や発展途上国の声に対してどこまで配慮することができるか、等が今後の課題となる。

8) ICSAの活動方針・組織改編等

メンバー会合において、ICSAの今後の活動方針・組織のあり方につき、以下の諸点が承認・合意された。

① 議長及び事務局長

2014年4月から議長を務めているカナダ投資業協会 (IIAC) President & CEOのイアン・ラッセル氏が、議長に再任(任期1年、2期目)された。

昨年末に事務局長のアニタ・ミラー氏が退任したことに伴い、後任として、バンクオブアメリカ・メリルリンチ、JPモルガン等において幅広い金融分野の業務経験を持つピーター・アイゼンハート氏が事務局長に就任した。

② 今後の活動方針

ICSA は、最近の活動として、IOSCOの市中協議に対するクロスボーダー規制の調和に向けた意見書の提出、新興市場における市場ベース ファイナンスの促進に向けたサーベイ等を実施してきた。国際的な規制改革が策定から実施段階に移行し、更なる資本市場の機能発揮が期待される中で、ICSAではより有効かつ機動的な提言活動等を行っていくことが合意された。

③ 組織の改編・強化

上記活動をより有効に、かつ透明性のある形で推進していくため、ICSAの法人化（法人化やその後の運営コストの観点から、ICSAをカナダの非営利法人とする方針）が合意されるとともに、カナダ法に準拠した定款等の作成、理事会の構成のための協議が行われた。

④ 今後の会合の予定

上記法人化等を最終決定するため、本年6月にロンドンで開催するIOSCO年次総会時に臨時総会を開催するほか、本年の中間会合は10月にIOSCO AMCC中間会合/研修セミナー開催時にスイス チューリッヒで、次回総会はスウェーデン証券業協会(SSDA)が主催し、来年5月にスウェーデン スtockホルムで開催することがアナウンスされた。

4月15日(水)

19:00 - 22:00 開会レセプション

4月16日(木)

08:30 - 12:00 ICSAメンバーシップ会合

13:00 - 13:15 グループ写真撮影

13:15 - 13:45

歓迎の辞

- Ian Russell, Chairman, International Council of Securities Associations (ICSA)(国際証券業協会会議)
- Siddharth Shah, Chairman, Bombay Stock Exchange Brokers' Forum (BBF) (ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム)
- Alok Churiwala, Vice-Chairman, Bombay Stock Exchange Brokers' Forum (BBF) (ボンベイ証券取引所仲介者フォーラム)
- Chief Guest: Rajeev Kumar Agarwal, Whole Time Member, Securities and Exchange Board of India (SEBI) (インド証券取引委員会)

4月16日(木)

13:45 - 14:30	基調演説	金融システム- 成長課題と規制対象のバランス Tajinder Singh, Deputy Secretary General, International Organization of Securities Commissions (IOSCO) (証券監督者国際機構)
14:30 - 15:30	セッション1	資本市場の発展 – アジア資本市場はどのように対処するか (サイバー犯罪及びテクノロジー主導) 司会者: Garry W.G. Clement (CAMS, CFE, AMLP), President & CEO, Clement Advisory Group ▪ Ian C. W. Russell (FCSI) (President and CEO, Investment Industry Association of Canada (IIAC)(カナダ投資業協会), Chairman, ICSA (国際証券業協会会議) ▪ Ashishkumar Chauhan, MD & CEO, BSE Ltd. (ボンベイ証券取引所) ▪ Mark Austen, CEO, Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA) (アジア証券業金融市場協会) ▪ Akhilesh Tuteja, Head - Technology Vertical, KPMG
15:45 - 16:45	セッション2	競争力のある都市 – 実体経済及び資本市場の観点より 司会者: Søren Gade, Executive Director, Danish Securities Dealers Association (DSDA) (デンマーク証券業協会) ▪ Koichi Ishikura, Chief Officer for International Affairs and Research, Japan Securities Dealers Association (JSDA) (日本証券業協会) ▪ Sung-UK Yang, Director - International Affairs Department, Korea Financial Investment Association (KOFIA) (韓国金融投資協会) ▪ Dominic Che, Director, International Sales, Sales & Clients, Singapore Exchange Limited (SGX) (シンガポール証券取引所) ▪ Peter Beales, Association for Financial Markets in Europe (AFME) (欧州金融市場協会) ▪ Dr. Reuben Abraham, CEO and Senior Fellow, IDFC Institute
16:45 - 16:50	閉会の辞	

4月17日（金）

09:30 - 10:30	セッション 1	グローバル株式市場の発展と課題
		司会者: Hansi Mehrotra, Investment Consultant
		▪ Pierre de Lauzun, Association française des marchés financiers (AMAFI) (フランス金融市場協会)
		▪ Nikhil Mehta, Executive Director, Wholesale Strategy, Nomura (野村)
		▪ Anup Bagchi, MD & CEO, ICICI Securities Ltd. (ICIC証券)
		▪ S. Naganath, President and Chief Investment Officer, DSP BlackRock Investment Managers Pvt. Ltd. ▪ Alka Banerjee, MD & CEO, Asia Index Pvt. Ltd.
11:00 - 12:00	セッション 2	アジア経済・金融システムの観点から：世界的な示唆と市場ベースのファイナンス
		司会者: Mushtaq Kapasi, Chief Representative, Asia-Pacific, International Capital Market Association (ICMA)(国際資本市場協会)
		▪ Mark Austen, CEO, Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA) (アジア証券業金融市場協会)
		▪ Navneet Munot, Chief Investment Officer, SBI Funds Management (SBIファンドマネジメント)
		▪ Rajiv Vaid, Global Head of Operations - Strategic Accounts, Business Process Services, Tata Consultancy Services (タタ・コンサルタンシー・サービスズ) ▪ Vasudha Sundararaman, MD & CEO, SBISG Global Securities Services Pvt. Ltd.

4月17日（金）

13:00 - 14:00	セッション 3	量的緩和(QE)縮小の新興市場へのインパクト 司会者: Mark Austen, CEO, Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA) (アジア証券業金融市場協会) ▪ Alparslan Budak, Assistant Secretary General, Turkish Capital Markets Association (TCMA) (トルコ資本市場協会) ▪ Saugata Bhattacharya, Senior Vice - President, Business and Chief Economist, AXIS Bank (アクシス銀行) ▪ Jayant Manglik, President - Retail Distribution, Religare Securities Limited (レリゲア証券) ▪ Sudhakar Ramasubramanian, Managing Director, Aditya Birla Money Ltd. ▪ Dr. Shubhada Rao, Senior President & Chief Economist, YES Bank (イエス銀行)
14:15 - 15:15	セッション 4	G20ハイライトー過去・未来への責任 [及びクロスボーダーの課題] 司会者: Dr Stephen Kirchner, Economist, Australian Financial Markets Association (AFMA) (豪州金融市場協会) ▪ Dr. Soumya Kanti Ghosh, Chief Economic Adviser - Economic Research Department, State Bank of India (インドステイト銀行) ▪ Subhash Kalia, Senior Strategic Advisor, Yes Bank (イエス銀行) ▪ Debasish Mallick, Deputy Managing Director (DMD), Export Import Bank of India (インド輸出入銀行) ▪ Jyoti Rai, Chief Executive Officer, i-VATION ▪ Dr. Vikas V Gupta - Executive Vice President, Traded Markets & Investment Research, ArthVeda Fund Management Pvt. Ltd.
15:15 - 15:30	閉会の辞	
19:00 - 22:00	フェアウェル・ディナー	

名称	国際証券業協会会議: International Council of Securities Associations (ICSA)
設立目的	国際証券市場における取引慣行及び規則の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、国際証券市場の健全な発展に寄与すること。(ICSA規約)
設立時期	1988年(本協会の提唱により設立)
メンバー	各国(地域)証券市場の自主規制機関及び業界団体 ・現在のメンバー 17ヶ国(地域)19団体(正会員17団体、客員会員2団体)、オブザーバー2ヶ国2団体
会合等	1. 年次総会(Annual General Meeting) メンバーの持ち回りで、例年春に3日間(事前会合を含む)にわたって開催される。総会の各セッションでは、証券業界において関心が高まっているトピックについて、通常メインスピーカーがプレゼンを行った後、メンバーが意見交換を行う。トピックは、メンバーから募集した上で、事務局がホスト団体と協議し決定する。 2. 中間会合(Interim Meeting) 毎年秋～冬に開催。 メンバー間の意見交換、年次総会の打合せ等を目的に毎年秋～冬に開催。 3. 諮問委員会(Advisory Committee) ICSA議長、アジア大洋州代表1、米州代表1、欧州等代表2及び次回年次総会を主催するメンバー等で構成。年次総会及び中間会合の開催時に開催される他、2ヶ月に1回程度、電話での会議も開催されている(通算年5～6回程度)。ICSA全体の諸課題や運営等について協議し、重要事項については、承認を得るため年次総会等で提案する。 4. 常設委員会(Standing Committee) 証券市場で問題となっている課題について、専門家を交えた検討グループを組成して協議するほか、必要に応じ各種の「原則」・「声明」・「ベストプラクティス」を策定する。これらは、原則として年次総会等で承認を得た上で公表される。 現在活動中の主な常設委員会は、以下のとおり。 ・ 規制関連問題 (Regulatory Affairs) ・新興市場 (Emerging Markets) 5. その他 必要に応じ、個別の課題に関するワーキング・グループを設置。

議 長	Ian Russel(カナダIIAC会長)(任期1年、3年まで再任可)
事務局長	Peter Eisenhardt
事務局	カナダIIAC

○ ICSAメンバー一覧 正会員

	機関名	概 要
日本	日本証券業協会(JSDA)	自主規制機関＋業界団体
韓国	韓国金融投資協会(KOFIA)	自主規制機関＋業界団体
台湾	台湾証券業協会(CTSA)	自主規制機関＋業界団体
豪州	豪州金融市場協会(AFMA)	業界団体。2005年にICSAメンバーであった国際銀行証券協会(IBSA)と合併。
米国	証券業金融市場協会(SIFMA)	業界団体。米国証券業者協会(SIA)と債券市場協会(TBMA)が合併して2006年11月に発足。
カナダ	カナダ投資業協会(IIAC)	業界団体。2007年加入。
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会(AMBIMA)	自主規制機関＋業界団体。2011年加入。
欧州	国際資本市場協会(ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関＋業界団体。2005年にICSAメンバーであったスイスの国際証券市場協会(ISMA)と英国の国際発行市場協会(IPMA)の合併により発足
	欧州金融市場協会(AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009年にICSAメンバーであったロンドン投資銀行協会(LIBA)とSIFMA欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会(AMAFI)	自主規制機関＋業界団体。IOSCO/SROCCにも、2006年から参加。
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会(BWF)	業界団体。2008年加入。

○ ICSAメンバー一覧 正会員（続き）

	機関名	概 要
イタリア	イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会 (SSDA)	自主規制機関＋業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会(DSDA)	業界団体
トルコ	トルコ資本市場協会(TCMA)	自主規制機関＋業界団体。2006年加入。
メキシコ	メキシコ証券業協会(AMIB)	業界団体。2010年総会よりオブザーバーとして参加。2012年より正会員として加入。
インド	ボンベイ証券取引所仲介者 フォーラム(BBF)	業界団体。2013年より正会員として加入。

○ ICSAメンバー一覧 客員会員

	機関名	概 要
タイ	タイ証券業協会(ASCO)	業界団体。2012年加入。
インド	インド証券取引所参加者協会 (ANMI)	業界団体。2013年加入。

○ ICSAメンバー一覧 オブザーバー

	機関名	概 要
中国	中国証券業協会(SAC)	自主規制機関＋業界団体。2014年年次総会にオブザーバー参加。
ベトナム	ベトナム債券市場協会(VBMA)	業界団体。2014年年次総会にオブザーバー参加。

○ 総会開催地

1988年	日本	東京	2004年	スウェーデン	ストックホルム
1989年	カナダ	オタワ	2005年	スイス	ルガノ
1990年	米国	ワシントン	2006年	日本	東京
1991年	英国	ロンドン	2007年	カナダ	トロント
1992年	日本	大阪	2008年	韓国	ソウル
1993年	フランス	カンヌ	2009年	米国	ワシントン
1994年	オーストラリア	シドニー	2010年	トルコ	イスタンブール
1995年	スイス	ルツェルン	2011年	英国	ロンドン
1996年	カナダ	バンクーバー	2012年	デンマーク	コペンハーゲン
1997年	韓国	ソウル	2013年	オーストラリア	シドニー
1998年	米国	サンフランシスコ	2014年	フランス	パリ
1999年	英国	スコットランド (グレンイーグルス)	2015年	インド	ムンバイ
2000年	台湾	台北	2016年	スウェーデン	ストックホルム(予定)
2001年	フランス	パリ	2017年	メキシコ	メキシコシティ(予定)
2002年	オーストラリア	シドニー	2018年	台湾	台北(予定)
2003年	イタリア	ローマ			